

【フランス】新公共放送サービスに係る関連 2 法の制定

海外立法情報課・鈴木 尊紘

*サルコジ大統領は、就任当初から、公共放送サービスの質及びその在り方を問い、商業主義的基準によって運営されている現状を批判していた。こうした大統領の意向を受けて、2009年3月に、新公共放送サービスに係る関連 2 法が制定された。

制定された関連 2 法とは、第 1 に、「フランス・テレビジョン (FT: France Télévision)、ラジオ・フランス (RF: Radio France) 及びフランス国外オーディオヴィジュアル (AEF: Audiovisuel Extérieur de la France) 各会長の任命に関する 2009 年 3 月 5 日の組織法律第 2009-257 号」(注 1) であり、第 2 に、「視聴覚情報伝達及びテレビの新公共サービスに関する 2009 年 3 月 5 日の法律第 2009-258 号」(注 2) である。

会長任命に関する組織法律

1982 年までフランスのテレビ・ラジオは、公益及び客観性の見地から国家の独占であったが、1982 年法が視聴覚情報伝達の自由の原則を承認し、1986 年法がテレビ・ラジオを公共部門であると規定し、1989 年法はテレビ・ラジオの国営企業が国と事業計画契約を締結することを定めた (注 3)。このように、フランスの公共放送は、ある程度はその独立性を確保しているが、国家の指導と協定の上で成り立っていると言える。

上記組織法律は、2008 年 7 月 23 日のフランス第 5 共和国憲法の大改正を受けて、フランス・テレビジョン、ラジオ・フランス及びフランス国外オーディオヴィジュアル各会長の任命方法を規定するものである。すなわち、新設された憲法第 13 条第 5 項が定める手続きに従い、国民の権利及び自由の保障又は国民の経済生活及び社会生活の重要性に関係する役務を統括する者は、上下両院 (元老院・国民議会) の所管の常任委員会が、その者を公的に聴聞し、委員会の公式見解を官報に発表した後、大統領により任命される。しかし、上下両院の当該委員会が 5 分の 3 以上をもって否決した場合には、大統領は任命を行うことができない、というものである。

視聴覚情報伝達及びテレビの新公共サービスに関する法律

組織法律に併せて、視聴覚情報伝達サービス (特にテレビを念頭においているが、ラジオ・インターネット放送を含む) に関する法律が制定された。当該法律は、情報伝達の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号を修正する形を採っている。ポイントは、以下の 3 点である。

① グローバルメディアの創設

現在、国内テレビは、France1~France5 までの 5 チャンネルがあり、国外に放送されるテレビとして、フランス国外放送網 (RFO: Réseau France Outre-mer) があ

るが、これらを 1 つのホールディングス（持株会社）として統合する。また、国外に放送されているラジオ及びインターネットテレビとして、国際フランスラジオ（RFI : Radio France Internationale）、France24 及び TV5Monde があるが、これらもフランス国外オーディオヴィジュアル会社として 1 つに統合する。この目的は、アメリカに見られるような世界的規模のグローバルメディアのフランス版を構築することにある。

② フランス番組国営会社の国との契約及び思想・意見の多様性の保障

①の結果形成されたフランス番組国営会社は、国との間で契約条件書（cahier des charges）を結ぶ。この契約条件書は、情報伝達の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 48 条の適用を受け、第 1 に、そのチャンネルの番組編成の独自性及び同一性を規定し、第 2 に、所与の事象に対しさまざまな意見や思想が存在することを踏まえ、「多元性（pluralisme）」や「多様性（diversité）」が番組に反映することを定める。この契約条件の実施報告書は、毎年、視聴覚高等評議会（注 4）を介して、上下両院の文化委員会で検討される。

③ コマーシャルの廃止

20 時から翌日早朝 6 時までの間は、公共テレビにおいてコマーシャルを放映することを禁止する。ただし、公益に関するコマーシャルはその限りではない。また、コマーシャルの廃止によってテレビ局が得ていた収入が減少することになるが、これは政府の財政支出をもって補填する。しかし、実際のところ、公共放送の 20 時から 6 時までのコマーシャルの廃止は、2009 年 1 月 5 日のデクレ（政令）をもって部分的には既に実施されている。

国家からの独立？ それとも依存か？

このようにフランスの放送事業は、国を財政的基盤としつつ、同時に、さまざまな思想・意見の多元性及び多様性を反映するように定められている。特に後者の原則により、一方的に国の意見や思想が反映することにはならないと思われるが、財政的基盤が国にあること及び思想・意見の多元性・多様性が国により審査されることを考えると、フランスの放送事業が、国に対して独立しているのか、あるいは依存しているのか、現状をにわかに判断するのは困難なように思われる。

注（インターネット情報はすべて 2009 年 6 月 19 日現在である。）

(1) Loi organique n° 2009-257 du 5 mars 2009 relative à la nomination des présidents des sociétés France Télévisions et Radio France et de la société en charge de l'audiovisuel extérieur de la France

(2) Loi n° 2009-258 du 5 mars 2009 relative à la communication audiovisuelle et au nouveau service public de la télévision

(3) こうした歴史的経過については、高山直也「フランスのテレビ放送と多元主義の原則」『外国の立法』236号（2008.6）〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/236/023602.pdf>〉を参照。

(4) 視聴覚高等評議会とは、放送通信に関する広範な規制権限を有する独立規制機関である。構成員は 9 名で、大統領、元老院議長及び国民議会議長が各 3 名を任命する。